

西之表市分別収集計画
(第10期計画)

令和4年7月20日策定

西之表市市民生活課

西之表市分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	1
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	3
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

西之表市分別収集計画

令和4年7月20日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする令和10年3月までの5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	171 t	170 t	168 t	167 t	165 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、中間処理業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要であることから、市民、事業者、中間処理業者等の意見を反映させていきたい。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実
あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量、ごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に取り組む。
- ・ 買い物袋の持参の徹底
繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況、再商品化計画、中間処理業者の意見等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他のガラス製容器	その他のびん
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		発泡スチロール
		白色トレイ

※「主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの」及び「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については、雑誌などと一緒に「その他の紙」として収集し、そのまま圧縮梱包して、独自処理を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器		8 t		8 t		8 t		8 t		8 t	
主としてアルミ製の容器		20 t		19 t		19 t		19 t		19 t	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	合計 29 t		合計 29 t		合計 29 t		合計 29 t		合計 28 t	
		引渡 29 t	独自 0 t	引渡 29 t	独自 0 t	引渡 29 t	独自 0 t	引渡 29 t	独自 0 t	引渡 28 t	独自 0 t
	茶色のガラス製容器	合計 37 t		合計 37 t		合計 37 t		合計 36 t		合計 36 t	
		引渡 37 t	独自 0 t	引渡 37 t	独自 0 t	引渡 37 t	独自 0 t	引渡 36 t	独自 0 t	引渡 36 t	独自 0 t
	その他のガラス製容器	合計 13 t		合計 13 t		合計 12 t		合計 12 t		合計 12 t	
		引渡 13 t	独自 0 t	引渡 13 t	独自 0 t	引渡 12 t	独自 0 t	引渡 12 t	独自 0 t	引渡 12 t	独自 0 t
主として段ボール製の容器		19 t		19 t		18 t		18 t		18 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの		合計 27 t		合計 27 t		合計 27 t		合計 27 t		合計 27 t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	うち白色トレイ	合計 3 t		合計 3 t		合計 3 t		合計 3 t		合計 3 t	
		引渡 0 t	独自 3 t	引渡 0 t	独自 3 t	引渡 0 t	独自 3 t	引渡 0 t	独自 3 t	引渡 0 t	独自 3 t
	合計 2 t		合計 2 t		合計 2 t		合計 2 t		合計 2 t		
		引渡 0 t	独自 2 t	引渡 0 t	独自 2 t	引渡 0 t	独自 2 t	引渡 0 t	独自 2 t	引渡 0 t	独自 2 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、平成21年3月に西之表市が作成した生活排水処理基本計画の数値を用いた。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
14,494人 (対前年度比) 99.1%	14,355人 (対前年度比) 99.1%	14,216人 (対前年度比) 99.1%	14,077人 (対前年度比) 99.1%	13,939人 (対前年度比) 99.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、次のとおり現行の体制で行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器		スチール缶	市(委託業者による定期収集)	一部事務組合(業者に売却)
主としてアルミ製の容器		アルミ缶	市(委託業者による定期収集)	一部事務組合(業者に売却)
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のびん	市(委託業者による定期収集)	一部事務組合
	茶色のガラス製容器	茶色のびん	市(委託業者による定期収集)	一部事務組合
	その他のガラス製容器	その他のびん	市(委託業者による定期収集)	一部事務組合
主として段ボール製の容器		段ボール	市(委託業者による定期収集)	市(業者に依頼)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しゅうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル	市(委託業者による定期収集)	一部事務組合
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		発泡スチロール	市(委託業者による定期収集)	一部事務組合(委託業者)
		白色トレイ		

※「主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの」と「主として紙製の容器であって上記以外のもの」については、「その他の紙」として分別収集し、個別に量を把握することなく処理するため削除。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の収集・中間処理は、現行の体制で行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	スチール缶	網かご (コンテナ)	1 tトラック 2 tトラック 3 tトラック 2 tダンプ	一部事務組合 が業者に売却
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	網袋 (ネット)	同上	一部事務組合 が業者に売却
主として ガラス 製の 容器	無色のガラス製容器	網かご (コンテナ)	同上	一部事務組合 のストックヤ ード
	茶色のガラス製容器	網かご (コンテナ)	同上	一部事務組合 のストックヤ ード
	その他のガラス製容器	網かご (コンテナ)	同上	一部事務組合 のストックヤ ード
主として段ボール製の容器	段ボール	排出者がひも で縛る。	同上	一部事務組合 が委託した業 者
主としてポリエチレンテレ フタレート製の容器であつ て飲料、しゅうゆ等を充てん するためのもの	ペットボトル	網袋 (ネット)	2 tトラック 2 tダンプ 4 tダンプ車	一部事務組合 の中間処理施 設
主としてプラスチック製の 容器包装であつて上記以外 のもの※	発泡スチロール	網袋 (ネット)	1 tトラック 2 tトラック 3 tトラック 2 tダンプ	一部事務組合 が委託した業 者
	白色トレイ			

※「主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの」と「主として紙製の容器であつて上記以外のもの」については、「その他の紙」として分別収集し、個別に量を把握することなく処理するため削除。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑に進めていくため、市衛生自治会と連携し、各自治公民館に環境美化推進員を設置する。

[環境美化推進員の主な任務]

- ①ごみの分別指導
- ②ごみステーション周辺の環境美化に関すること。